

長野市長 加藤久雄 様  
(環境マネジメント総括者)

代表環境監査員 総務部長

## 平成 26 年度環境監査結果報告書

長野市環境マネジメントシステムのマニュアル及び環境監査手順に基づき、平成 25 年度下半期から平成 26 年度上半期について環境監査を実施した結果を、下記のとおり報告します。

記

### 1. 実施概要

#### (1) 実施期間

平成 26 年 10 月 27 日 (月) ～同年 11 月 14 日 (金)

#### (2) 監査体制

12 チーム (1 チーム 2 名、市職員 24 名で構成)

この内、4 チームに相互環境監査員を加え監査の充実を図る。

※内訳：信州大学工学部 (3 名)、長野県 (1 名)、飯田市 (2 名)、上田市 (1 名)、千曲市 (2 名)

#### (3) 監査基準

- ・環境法令等への違反がないこと。
- ・長野市環境マネジメントシステムマニュアルの規定からの逸脱がないこと。
- ・前回受けた監査における不適合が是正されていること。

#### (4) 監査対象 68 箇所

監査対象	部局等	頻度等
庶務課、職員課、職員研修所、情報政策課、危機管理防災課、行政管理課、 第一庁舎・長野市民会館建設事務局	総務部	毎年 [環境影響度] ・法規制:大 ・事務事業:大
総務課、健康課、食品生活衛生課、環境衛生試験所	長野市保健所	
清掃センター(最終処分場を含む)、衛生センター(犀峡衛生センターを含む)	環境部	
第一学校給食センター、第二学校給食センター、第三学校給食センター、 豊野学校給食センター	教育委員会	
浄水課(犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場)、下水道施設課(東部浄化センター)	上下水道局	
NEMS 事務局 (環境政策課)	環境部	
環境政策課、廃棄物対策課、生活環境課	環境部	隔年毎 [環境影響度] ・法規制:小 ・事務事業:大
産業政策課、観光振興課	商工観光部	
農業政策課、農業土木課、森林整備課	農林部	
都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、まちづくり推進課	都市整備部	3年毎
駅周辺整備局	駅周辺整備局	

総務課、学校教育課、保健給食課、生涯学習課、文化芸術推進課、文化財課、体育課	教育委員会	
支所：篠ノ井、川中島、柳原、浅川、戸隠、芹田、古牧、三輪、信州新町、中条	地域振興部	4年毎
保健センター：吉田、豊野、戸隠	長野市保健所	
公民館：城山、中部、篠ノ井、川中島町、柳原、浅川、戸隠、芹田、古牧、三輪、信州新町、中条	教育委員会	
柳原支所	地域振興部	前年度 不適合
環境政策課	環境部	
こども政策課、子育て支援課、保育課	こども未来部	本年度新設

## 2. 実施結果

監査の結果、改善を要する事項は、重度の不適合が3件(環境法令等の違反)、観察が1件(環境法令等一覧表の不備)の計4件。是正を求めるとともに、再発防止に向けて検討を行う。

	改善事項・是正状況	再発防止に向けた検討結果
重度の不適合	<p><u>環境法令等の違反</u> 【篠ノ井支所】</p> <p>篠ノ井支所屋外に設置している空調用エアコン室外機(空調用ガス圧縮機)の定格出力は7.5kWあるが、長野市公害防止条例第5条第2項で定める特定施設の設置届出がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長野市公害防止条例施行規則第3条第1項で定める騒音に係る特定施設(空調用ガス圧縮機の定格出力が7.5kW以上)に該当。</li> </ul> <p>【是正状況】</p> <p>長野市公害防止条例第5条第2項で定める騒音に係る「特定施設届出書」を市長に提出。</p>	<p>空調用エアコン屋外機の定格出力が7.5kW以上の原動機は、長野市公害防止条例第5条第2項の「特定施設」に該当し、届出が義務付けられていることから、空調用エアコン屋外機を設置している施設において「特定施設」に該当するか確認し、該当する場合は速やかに届出の提出(提出先:環境政策課)を依頼する。また、「特定施設」に該当する空調用エアコン屋外機を新たに設置する際には、届出が義務付けられていることを庁内に周知する。</p>
	<p><u>環境法令等の違反</u> 【三輪支所】</p> <p>産業廃棄物保管場所に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第1号ロで定める「掲示板」が設けられていなかった。</p> <p>【是正状況】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第1号ロで規定する掲示板を見やすい位置に設け保管。</p>	<p>産業廃棄物保管施設としての使用、管理に当たっては、管理する者において、関係法令等により規定された表示が義務付けられていることを、庁内に周知し、徹底を図る。</p>

	改善事項・是正状況	再発防止に向けた検討結果
重度の不適合	<p><u>環境法令等の違反</u> 【中条公民館】</p> <p>産業廃棄物保管場所に「保管場所」の掲示がされていたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第1号ロ(1)で定める「縦及び横それぞれ60センチメートル以上」の規格を満たしていなかった。</p> <p>【是正状況】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第1号(1)で規定する「縦及び横それぞれ60センチメートル以上」の掲示板を作成し、見やすい位置に設け保管。</p>	<p>産業廃棄物保管施設には、管理する者において、関係法令等により規定された表示が義務付けられていることを、庁内に周知し、徹底を図る。</p>
観察	<p><u>環境法令等一覧表の記載漏れ</u> 【中条支所】</p> <p>環境法令等一覧表に、支所土木担当に関する「公共工事関連部局が該当する法令等」について記載されていないかった。</p> <p>【是正状況】 支所土木担当が実施する公工事に関する環境法令を確認し一覧表に記載し、関係法令を遵守。</p>	<p>環境法令等一覧表の記載漏れを防止するため、チェック方法の見直しを行う。</p>

### 3. 環境監査等に関する意見等

監査を実施した環境監査員、監査対象の所属から出された監査等に関する意見は、次のとおり。これらの意見は、環境監査等の今後の改善につなげることとする。

#### 【環境監査員】

- 環境監査実施手順書では、監査の対象期間「前年度の下半期及び当該年度の上半期」としているが、監査対象期間を「前年度及び当該年度の上半期」に変更したらどうか。
- 環境基本計画の目標未達成や是正計画書作成部局に対し、職場研修開催など積極的に働きかけが必要ではないか。
- 監査の不適合と観察の判断がつきにくいことから「判断基準例」を作成したらどうか。
- マニュアルでは、指定管理者により運営されている施設は環境法令等一覧表の作成が対象外となっているが、施設所管課は遵守すべき環境法令等を把握しなければならないことから、作成の対象としたらどうか。
- 環境法令等改正など情報収集し、全庁向けに情報提供の方法を検討していただきたい。
- 環境監査員未経験者を監査員とすることは、NEMSを理解することから効果的と思う。

#### 【監査対象】

- 環境法令等改正など情報収集し、全庁向けに情報提供してほしい。